法務省施第２１１５号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目３１９番地
株式会社佐伯工務店
代表取締役　安　藤　正　浩　殿

法務省大臣官房施設課長　小　玉　大　輔
（ 公 印 省 略 ）

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、法務省所管請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して１０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問合せ先は下記のとおりです。

記

１　工　事　名		川越少年刑務所炊場棟新営（建築）工事
２　工　　期		令和７年３月１８日～令和８年７月３１日
３　完成技術検査年月日		令和８年７月３１日
４　成績評定		
評定点合計		７５点　項目別評定点は、別表のとおり
５　送付先	所 在 地	〒100-8977 東京都千代田区霞が関１－１－１
	担当部課	法務省大臣官房施設課技術企画室
	電　　話	０３－３５８０－３４０９
６　手続等の問合せ先		上記５に同じ

別表

項目別評定点

評価項目	細　　別	評定点／満点
1　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	2.9 ／ 3.3 点
	Ⅱ　配置技術者	3.5 ／ 4.1 点
2　施工状況	Ⅰ　施工管理	9.9 ／13.0 点
	Ⅱ　工程管理	7.1 ／ 8.1 点
	Ⅲ　安全対策	6.2 ／ 8.8 点
	Ⅳ　対外関係	3.3 ／ 3.7 点
3　出来形及び出来栄え	Ⅰ　出来形	10.3 ／14.9 点
	Ⅱ　品　質	13.4 ／17.4 点
	Ⅲ　出来栄え	6.5 ／ 8.5 点
4　工事特性（加点のみ）	施工条件等への対応	5.3 ／ 7.3 点
5　創意工夫（加点のみ）	創意工夫	2.9 ／ 5.7 点
6　社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	3.2 ／ 5.2 点
7　法令遵守等（減点のみ）		0
評定点合計		75 ／100 点